

新規就農者の確保と定着 VI

新規就農者の確保・定着の条件^③

農的社デザイン研究所代表

葛谷 栄一

新規就農の概要と問題点

ここまで長野県の伊那市高遠町を取り上げて新規就農の事例を見てきた。これら事例に全国的な動きも加えて新規就農者の確保・定着の条件について考えていくことにするが、先に新規就農の状況について押さえておくことにしたい。

新規就農者は経済成長期には一貫して減少してきたが、バブル経済が崩壊した1990年以降2000年までは増加傾向を辿った。新規就農者の農業法人での研修を支援する「農の雇用事業」が創設された08年以降は増減を繰り返しており、10年以降は5万人台で推移している。ここで注目しておきたいのが若手新規就農者の増加である。14年の新規就農者5万7650人に対し39歳以下の新規就農者は1万5300人と、27%を占めるに至っており、若手新規就農者数は着実に増加傾向を示している。

あわせて14年の新規就農者5万7650人を形態別で見ると、新規自営農業就業者4万6340人、新規雇用就農者7650人、新規参入者3660人となっており、新規雇用就農者は13.3%の割合を占めるとともに前年比1.5%と増加している。法人化が非農家出身や農業経験に人たちが就農する受け皿となっていることを示してい

る。

これらとは別に、明治大学等による調査によつて14年度の地方移住者の1万1735人にのぼっていることが報告されている。09年度は2864人であったものが、13年度8181人であり、急激な増加を示している。本調査は地方自治体の移住支援策を利用して移住した人を集計したものであり、行政の支援策を利用せずに移住している人も含めると実際の移住者の数はもっと多いとされる。このところ若者の田園回帰現象が盛んに言われるが、これがある程度数字でも裏付けられているといえる。

こうした一方で、新規就農者の3割は生計が安定しないため、5年以内に離農しているのが実態であるともいわれている。12年には就農前の研修期間(準備型、最長2年)と経営が不安定な就農直後(経営開始型、最長5年)、年間最大150万円が交付される「青年就農給付金制度」が措置されているが、交付期間が終了した時点で離農する意向を持つ者が少なくないとの声も漏れ聞く。政府が成長戦略の中で「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後(2023年まで)に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大」という目標実現には並大抵ではない努力が必要とされるのが現状である。

多様な新規就農者の実態

新規就農者の獲得・定着のための条件整備が急がれる所以であるが、事例でも一目瞭然のとおり同じ新規就農者とはいえ、ビジネスとしての農業を目指すもの、有機農業をはじめとするこだわりの農業を目指すもの、さらには地域農業や農村の維持を重視するもの等、そのねらいとするところは様々である。

また新規就農という担い手としての期待が大きいことから専業農家を前提にとらえることになるが、田園回帰現象の中身は専業農家にとどまらず半農半Xや定年帰農、さらには農村での農外就労等とこれまた多様である。

このように実態はきわめて多様であるだけに、所得補てん、しかも一律の支援だけではすまない。事例さらには田園回帰現象が示すとおり、就農でのねらいをビジネス以外とするものが多く、たとえビジネスではあつたとしても地域との連携を重視し地域営農としての展開を目指すなど、所得確保の必要性は勿論であるが、補助金だけでは不十分であり、経済外的なものも含めて総合的な条件整備に人力していくことが欠かせない。

〔条件整備その①〕経済的條件

「青年就農給付金」はそれなりの意味を持つが、基本は農業

にまっとうに取り組みば経営が成立可能となる条件整備が最大の課題である。戸別所得補償制度の抜本的見直しがすすめられようとしているが、むしろ戸別所得補償制度で意図された「岩盤」を国が保証し、そのうえで経営の自立を促していくのが王道であろう。「青年就農給付金」は「金の切れ目が縁の切れ目」となることが懸念されており、補助金をつけて終わりではなく、経営の自立化という視点を入れて直接支払全体を設計し直していくことが必要とされよう。

経営成立のための最大要件は販売の確保である。インターネットや宅急便を利用した直接販売、販売の多様化が進んでいるが、新規就農の場合、特に身近にある産直施設での販売は現金収入を確保できる貴重な場であり、こうした場の提供・確保が求められる。

また農産物の輸入自由化がすすみ、さらにTPPによって弾みをつけようとしており、売上を増加させていくことは言うべくして容易ではない。こうした中で売上増加のために品質向上をはかって付加価値を増加させていくことも大事であるが、むしろコストの低減によって所得の確保をはかっていくほうが実効性は高い。このために資材の使い方の改善・見直しや調達先の変更等もあるが、パソコンを利用した経営管理強化がカギを握る。経営を数値化するとともに、同種での経営の相互比較を行いながら強み・弱みを明確にし、問題点の改善・見直しをいつしよに行っていく指導体制づくりが欠かせない。

〔条件整備その②〕総合的対応

以上に加えて定着する前提と

して農業技術の習得にとどまらず、農業者としての自覚や地域に対するしつかりとした思いが不可欠である。これは座学では獲得不可能なものであり、徒弟制度的にマンツーマンで生活をともにしながら伝えていくしかないものである。地域の中核となる担い手がマイスター(師匠)となり、里親となつて新規就農者を受け入れていく体制づくりがきわめて重要であると考えられる。

また新規就農者とはいつても実態は多様であり、この多様な人材をサポートし生かしていくためにも、地域全体として多様な担い手による多様な農業を有機的に結びつけて生産し、このための農地の集積や農産物や品種の選定や技術、販売等を一体的にすすめていく地域農業振興の考え方を確立し取り組んでいくことが必要である。このためには生産者どうしがその地域農業の将来について徹底した話し合いを重ねていくことが重要であるとともに、自治体と農協との連携、あるいはそのためのワンフロア化等が求められる。生産者どうしの話し合いでは、とすれば外部からの新規就農者の声は軽視されがちである。そうする中で5年先、10年先には新規就農者も地域の中核的担い手になってもらうことを前提に、新規参入者に対して適切に対応・指導していくと同時に、彼らの声もできるだけ取り入れ、彼らが地域の一員として主体的に活動できる場を積極的に提供していくことが大事である。

ところで事例では全国にある農村の中から就農先を選ぶのに自然なり景観が大きく影響していることがみてとれる。その意味では中山間地域は必ずしも条

件不利ではなく、むしろ条件に恵まれていると考えられるところも少なくない。また地域コミュニティが小さいだけに濃密な人間関係を形成していくことも相対的に容易であるとともに、祭りをはじめとする伝統行事や文化伝承等が大事にされ、地域に対する誇りを持っていることは、新規就農者にとってとは大きな地域の魅力となる。また自然条件はそれぞれであり変えがたいものではあるが、田園風景の維持、花壇づくり、町並みづくり等、地域の力によって美しい景観を形成していくことも魅力の増大につながる。

あわせて受入体制が大きなポイントになるが、田舎ゆえの多少の不便はインターネットと宅急便が発達した時代にはさほどの阻害要因にはならないが、住宅の確保とともに教育、医療、介護、特に子どもたちを生み、育てている世代にとって保育園の有無・存続は地域選定を大きく左右する重要な要因であり、人口維持、地域維持という中長期的視点からの対応が必要である。移住者争奪戦に生き残りがかかっているのが実情であり、地元住民・消費者と連携して地産地消をすすめていくと同時に、教育や福祉・介護、医療等の暮らしにかかわる領域も含めての農業の役割・機能を発揮し地域循環・地域自給を促していく「地域社会農業」という考え方を取り入れていくべき時代が到来しているように思う。

(おわり)

